

**渋谷区整備地域等不燃化集中促進事業
除却及び建替え費用助成事業実施要領**

都市整備部長決裁 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、渋谷区整備地域等不燃化集中促進事業に係る支援実施要綱（令和8年4月1日区長決裁。以下「要綱」という。）第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事業による助成金の交付を実施するに当たり、必要となる事項を定めるものとする。

(様式)

- 第2条 要綱第12条第1項に規定する申請は、助成対象承認申請書（別記第1号様式）に、要綱第3条第1項第1号から第3号の規定による事業に応じて別表1（い）項から（は）項までのうち、いずれかに掲げる書類を添えて行うものとする。
- 2 要綱第12条第2項の規定により、区長が助成対象事業の承認の可否を申請者に通知する場合は、承認結果通知書（別記第2号様式）により行うものとする。この場合において、当該承認を受けた者を「助成決定者」という。
- 3 要綱第13条の規定による助成対象事業に着手した場合の届出は、着手届（別記第3号様式）に別表2に掲げる書類を添えて行うものとする。
- 4 要綱第14条第2項による検査を依頼する場合は、検査依頼書兼実施記録（別記第4号様式）により行うものとする。
- 5 要綱第15条第1項の規定による実施内容の変更に係る申請は、変更承認申請書（別記第5号様式）に、変更内容が分かる書類及びその理由を明らかにする書類を添えて行うものとする。ただし、軽微な変更等については変更届（別記第6号様式）により行うことができるものとする。
- 6 区長が、要綱第15条第2項の規定による通知を行うときは、変更承認結果通知書（別記第7号様式）により行うものとする。
- 7 要綱第16条第1項の規定により、助成決定者が、助成決定事業の取りやめを届け出る場合は、取りやめ届（別記第8号様式）によるものとする。
- 8 区長が、要綱第17条第1項の規定により助成対象事業の承認の全部又は一部を取り消し、その旨を通知する場合は、承認取消通知書（別記第9号様式）によるものとする。
- 9 要綱第18条第1項の規定による届出及び申請は、完了届兼交付申請書（別記第10号様式）に別表3に掲げる関係書類を添えて行うものとする。
- 10 区長は、要綱第19条の規定による通知を行うときは、助成金交付決定通知書（別記第11号様式）又は助成金不交付決定通知書（別記第12号様式）により行うものとする。
- 11 要綱第20条第1項の規定による請求は、助成金交付請求書兼口座振替依頼書（別記第13号様式）により行うものとする。
- 12 区長は、要綱第21条第2項の規定による通知及び要綱第22条の規定により助成金の返還を命ずるときは、取消通知書（兼返還命令書）（別記第14号様式）により行うものとする。

(申請等の期日)

第3条 要綱第12条第1項に規定する申請の期日は、原則として老朽建築物の除却工事

に着手する日の1か月前とする。

2 区長が特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、この限りでない。

（事業の完了期日）

第4条 要綱第18条第1項に規定する区長が別に定める期日は、要綱第3条第1項第2号の助成金の交付を受ける場合にあつては、老朽建築物の除却後1年以内に対象建築物の新築工事が完了した日とする。

（請求の期限）

第5条 要綱第20条第1項の規定による請求は、助成金交付決定通知書による通知の日から14日以内かつ当該交付決定のあった年度の3月20日までに行わなければならない。

2 前項の期限の末日が休日に当たるときは、その翌開庁日を期限とする。

付則

（施行期日）

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

種類	添付書類
(い) 除却費用助成事業	① 委任状（所有者以外が手続きを行う場合） ② 案内図（建築物の所在がわかる地図） ③ 現況写真（原則、建築物と敷地を四方向から撮影したもの。） ④ 老朽建築物の土地の登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。インターネット謄本不可） ⑤ 老朽建築物の建物の登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。インターネット謄本不可） ⑥ 土地所有者の承諾書（建築物と土地の所有者が異なる場合） ⑦ 共有者及び相続人（以下、「共有者等」という。）全員の同意書（共有者等がいる場合。ただし、遺産分割協議書の写し等により、権利者の所有権が明確にわかる場合等については、この限りではない。） ⑧ 遺産分割協議書の写し又は相続人全員が確認できる戸籍謄本・抄本（共有者等を含む所有者が死亡している場合） ⑨ 固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書の写し ⑩ 工程表（着手予定日から完了予定日までを明記したもの） ⑪ 見積書の写し（除却費、設計費及び工事監理費、建築工事費等の内訳がわかるもの） ⑫ 要綱第2条第3項に記載の防災生活道路に隣接することがわかる資料（防災生活道路沿道の場合） ⑬ 他の補助金制度等を活用した事業と重複していないことについての誓約書 ⑭ 渋谷区狭あい道路拡幅整備事前協議等協議書（渋谷区狭あい道路の拡幅整備に関する条例）の写し（建築確認が必要な場合） ⑮ その他区長が必要と認める書類
業 (ろ) 建替え費用助成事業	① (い) ①から⑮までに規定する書類 ② 建替え後の建築計画図書（求積図・配置図・各階平面図・立面図・断面図） ③ 従前従後の住宅用途が過半以上であることが分かる資料（店舗併用住宅の場合） ④ 地区計画の区域内における行為の届出書の写し
建築物除却	① (い) 項①から⑮までに規定する書類 ② 法人の履歴事項全部証明書（申請者が法人の場合） ③ 従業員数がわかる資料（申請者が法人の場合）

--	--

別表 2

提出様式	添付書類	備考
工事着手届 (別記第 3 号様式)	①契約書の写し(建替え工事の場合は、新築工事も含める。)当初見積書から工事金額等に変更がある場合は、内訳がわかる資料を添える ②その他区長が必要と認める書類	

別表 3

種類	添付書類
用 助 成 事 業 (い)除却費	① 支払ったことがわかる書類の写し(原則、領収書の写し) ② 工事の完了がわかる書類(除却工事を施工した者が発行する工事完了報告書や、3 カ月以内に発行された閉鎖事項証明書) ③ その他区長が必要と認める書類
(ろ)建替え費用助成事業	① (い) ①から③までに規定する書類 ② 新築した建築物の登記事項証明書(3 か月以内に発行されたもの。インターネット謄本不可) ③ 工事完了後の新築建築物の写真(原則、建築物と敷地を四方向から撮影したもの。) ④ 工事監理報告書の写し ⑤ 確認済証の写し ⑥ 検査済証の写し ⑦ 事前協議等済通知書(渋谷区狭あい道路の拡幅整備に関する条例)の写し(当該事業に該当する場合) ⑧ 拡幅整備助成金等交付決定通知書(渋谷区狭あい道路の拡幅整備に関する条例)の写し(拡幅整備助成金等を申請した場合)
(は)無接道建築物除却費用助成	① (い) 項①から③までに規定する書類

